割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年10月30日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
有限会社西武葬儀社	東京都練馬区南大泉三丁目31番24号	互第3017号	平成27年９月18日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年10月30日

関東経済産業局長　鍛治　克彦

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年１月４日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年１月４日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
有限会社西武葬儀社	東京都練馬区南大泉三丁目31番24号	平成27年９月18日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048―600―0444

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第４０２０７号
北海道根室市朝日町３丁目22番地３
申立人　辻　　一彦
本籍北海道根室市朝日町３丁目22番地、最後の住所札幌市豊平区豊平１条１丁目２番29号ノーヴェ豊平１―101号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日平成27年５月21日、出生の場所北海道根室市、出生年月日昭和61年５月４日、職業無職
被相続人　亡　辻　　将太
事務所　札幌市中央区南１条西３丁目札石ビル５階清水彰法律事務所
相続財産管理人　弁護士　稲川　貴之
札幌家庭裁判所

平成２７年（家）第７０５号
茨城県日立市神峰町１丁目２番15号甲南ビル２階
申立人　破産者株式会社日新鋼機破産管財人弁護士　近藤　識之
本籍茨城県日立市東町１丁目108番地、最後の住所茨城県常陸太田市松栄町782番地117、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日平成24年12月24日、出生の場所茨城県日立市、出生年月日昭和16年７月７日、職業不明
被相続人　亡　皆川　芳夫
茨城県日立市弁天町１丁目３番16号
相続財産管理人　片岡　　優
水戸家庭裁判所日立支部

平成２７年（家）第２００２８号
群馬県前橋市千代田町５丁目17番３号
申立人　あかぎ信用組合
本籍群馬県前橋市日吉町４丁目26番地、最後の住所群馬県前橋市西善町267番地25、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成27年４月６日、出生の場所群馬県北群馬郡駒寄村、出生年月日昭和17年１月20日、職業自営
被相続人　亡　本多　　豊
事務所　群馬県前橋市昭和町２丁目13番１号茂木ビル103号
相続財産管理人　弁護士　鈴木　智之
前橋家庭裁判所

平成２７年（家）第２０５７号
群馬県富岡市富岡1123番地
申立人　しののめ信用金庫
本籍群馬県太田市大久保町451番地、最後の住所群馬県太田市大原町1889番地11、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日平成26年４月17日、出生の場所群馬県新田郡藪塚本町、出生年月日昭和39年４月27日、職業不詳
被相続人　亡　國定　法男
群馬県前橋市緑が丘町18番地１、事務所群馬県前橋市川原町１丁目57番地３　風の詩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　増田　智之
前橋家庭裁判所太田支部

平成２７年（家）第１１２１号
埼玉県蓮田市椿山３―24―１
申立人　酒井　　勝
本籍埼玉県さいたま市浦和区北浦和１丁目64番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区北浦和１丁目11番７号407、死亡の場所埼玉県さいたま市浦和区、死亡年月日推定平成27年５月20日、出生の場所埼玉県大里郡藤澤村、出生年月日昭和６年１月４日、職業不詳
被相続人　亡　橋本　　昇
事務所　埼玉県さいたま市大宮区宮町２―10シンテイ大宮ビル２階弁護士法人つかさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若井　剛弥
さいたま家庭裁判所

平成２７年（家）第１５１０号
千葉市中央区富士見１丁目11番11号
申立人　株式会社京葉銀行
本籍千葉県佐倉市江原新田81番地、最後の住所千葉県佐倉市弥勒町９番地１、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日平成26年９月19日、出生の場所宮城県栗原市、出生年月日大正10年８月３日、職業無職
被相続人　亡　兼坂トミヨ
事務所　千葉市中央区中央３－９－９　エレル千葉中央ビル５階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土屋　孝伸
千葉家庭裁判所佐倉支部